

介護老人保健施設通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) 利用契約書

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設あたごナーシングビル（以下「当施設」という。）は、要支援又は要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を提供し、一方、利用者又は利用者を扶養する者（以下「扶養者」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、この約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、扶養者に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1及び別紙2の改定が行なわれない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を利用することができるものとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者及び扶養者は、当施設に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス計画にかかわらず、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び扶養者は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。但し、利用者が正当な理由なく、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

(当施設からの解除)

第4条 当施設は、利用者及び扶養者に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅サービス計画で定められた利用時間数を超える場合
- ③ 利用者及び扶養者が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納しその支払いを督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合
- ④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供を超えると判断された場合
- ⑤ 利用者又は扶養者が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合

(利用料金)

第5条 利用者又及び扶養者は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

- 2 毎月10日までに前月分の請求書を発行いたしますので、その月の25日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
お支払い方法は、現金での窓口払いをお願いいたします。

(記録)

第6条 当施設は、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、扶養者その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

第7条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持)

第8条 当施設とその職員は、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、利用者及び扶養者から、予め同意を得ておきます。

- ① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供
- ② 介護保険サービスの質の向上のために学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合でも、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとなります。

(緊急時の対応)

第9条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 前項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第10条 利用者及び扶養者は、当施設の提供する通所リハビリテーション（介護予防通所

リハビリテーション) に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備え付けの用紙、管理者宛ての文書で、所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第11条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の提供に伴って、当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第12条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は扶養者と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

本書を2通作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

事業者 医療法人 浩成会
介護老人保健施設 あたごナーシングビル
(介護保険指定番号 0853280030)
茨城県笠間市土師1080-1
施設長 菅谷 るみ子 印

利用者

<住所>

<氏名> 印

代理人

<住所>

<氏名> 印

<別紙1>

介護老人保健施設あたごナーシングビル
通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）のご案内
（令和8年6月1日現在）

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設あたごナーシングビラ
- ・開設年月日 平成9年10月20日
- ・所在地 茨城県笠間市土師1080番1
- ・電話番号 0299-37-6511
- ・ファックス番号 0299-37-6515
- ・施設長 菅谷 るみ子
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(0853280030号)
- ・第三者評価実施の有無 無し

(2) 介護老人保健施設通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)

の目的と運営方針

介護老人保健施設 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健在宅サービスを提供することで、利用者の能力に応じたりハビリプログラムを作成し利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるように、在宅ケアを支援することを目的としたサービスです。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション
あたごナーシングビラの運営方針]

「あたごナーシングビラは、介護老人保健施設通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーションの基本理念が達成されるように配慮し、利用者の健康増進に勤める。」

(3) 施設の職員体制

	配置人数	業務内容
・医師	1人	利用者の診察並びに保険衛生の指導に従事する
・歯科医師	1人	口腔内の治療並びに口腔衛生の指導に従事する。
・看護職員	1人	入所者の保険衛生に留意し、看護・リハビリテーションに従事する
・介護職員	4人	利用者の介護及び、生活指導に従事する。
・支援相談員	1人	利用者の家庭復帰の支援、相談業務に従事する。
・理学療法士	3人	計画に基づき機能回復訓練を行い、自立した生活を援助する。
・作業療法士	1人	
・言語聴覚士	1人	
・管理栄養士	2人	利用者の栄養の保持増進に努め、栄養指導を行う。

・事務職員	1人	一般事務及び、庶務に勤める。
・その他	2人	施設内外の清掃業務を行う。

(4) 通所定員 20名

2. サービス内容

- ① 通所リハビリテーション計画の立案
- ② 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
昼食 12時00分～13時00分
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。
利用者は、ご希望の際ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護（利用終了時の支援も行います）
- ⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑨ 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用）
- ⑩ 行政手続代行

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

協力医療機関

- ・名称 立川記念病院 住所 茨城県笠間市八雲2丁目12-14
- ・名称 八郷整形外科内科病院 住所 茨城県石岡市東成井2719
- ・名称 志村病院 住所 茨城県水戸市五軒町1-5-11
- ・名称 にしぼり整形外科 住所 茨城県笠間市泉2077-3

・協力歯科医療機関

- ・名称 仲田歯科医院 住所 茨城県笠間市下郷4425番地の15

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・飲酒・喫煙
- ・火気の取扱い
- ・設備・備品の利用
- ・所持品・備品等の持ち込み
- ・金銭・貴重品の管理

- ・宗教活動
- ・ペットの持ち込み

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、非常階段、非常ベル、火災通報置
火災時自動放送設備
- ・防災訓練 年2回（1回は夜間想定訓練）

6. 業務継続計画の策定等

感染症や非常災害時において早期の業務再開を図るため、以下について必要な措置を講じます。

業務継続計画の策定と職員への周知

定期的な研修及び訓練の実施（各年2回）

定期的な業務継続計画の見直しと必要に応じた変更

7. 感染症対策

施設の設備や飲水等の衛生管理に努めるとともに、必要に応じて保健所等へ相談・指導を求め連携に努めます。また、発生が予想される感染症に対し、以下について必要な措置を講じます。

感染症対策に関する指針の整備

感染症又食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の開催

職員に対しての定期的な研修の実施

8. 高齢者虐待防止

利用者等の人権擁護・虐待の発生を防止するため担当者を設置し、以下について必要な措置を講じます。

虐待防止のための指針の整備

虐待防止のための委員会の定期的な開催とその結果についての職員への周知

職員に対してハラスメント等ストレス対策を含む虐待防止のための定期的な研修また、サービス提供中に当施設職員又は養護者（現に養護している家族、親族、同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

9. ハラスメント対策

職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するため必要な措置を講じるものとします。

- 2 ハラスメントは、介護サービスの提供を困難にし、関わった職員の心身に悪影響を与えます。下記のような行為があつた場合、サービスの提供を停止させていただく場合があります。

性的な話をする、必要もなく手や身体を触る等の行為

理不尽なサービスを要求する等の精神的暴力

叩く、つねる、払いのける等の身体的暴力

長時間の電話、職員や事業所に対して理不尽な苦情を申し立てる等の行為

10. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

11. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。 電話0299-37-6511 吉井 裕治

要望や苦情などは、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、受付に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

笠間市役所 高齢福祉課 電話 0296-77-1101

国保連合会 相談窓口 電話 029-301-1565

茨城県社会福祉協議会 茨城県運営適正化委員会

電話 0296-305-7193

12. 事故等の損害賠償

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供に伴って、当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して損害を賠償するものとします。

利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします

13. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

<別紙2>通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）について

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申し込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）についての概要

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）については、要介護者及び要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設をご利用いただき、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わる医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供にあたる従事者の協議によって、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

- (1) 施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度、負担割合1割～3割および利用時間によって利用料が異なります。以下は1日当たりの1割自己負担分です）

【要介護】通所リハビリテーションサービス

[1時間以上2時間未満]		[3時間以上4時間未満]	
要介護1	369単位	・ 要介護1	486単位
要介護2	398単位	・ 要介護2	565単位
要介護3	429単位	・ 要介護3	643単位
要介護4	458単位	・ 要介護4	743単位
要介護5	491単位	・ 要介護5	842単位
[4時間以上5時間未満]		[5時間以上6時間未満]	
要介護1	553単位	・ 要介護1	622単位
要介護2	642単位	・ 要介護2	738単位
要介護3	730単位	・ 要介護3	852単位
要介護4	844単位	・ 要介護4	987単位
要介護5	957単位	・ 要介護5	1,120単位
[6時間以上7時間未満]		[7時間以上8時間未満]	
要介護1	715単位	・ 要介護1	762単位
要介護2	850単位	・ 要介護2	903単位
要介護3	981単位	・ 要介護3	1,046単位
要介護4	1,137単位	・ 要介護4	1,215単位
要介護5	1,290単位	・ 要介護5	1,379単位

※リハビリテーション提供体制加算

[3時間以上4時間未満]	12単位/回
[4時間以上5時間未満]	16単位/回

[5 時間以上 6 時間未満] 20 単位/回

[6 時間以上 7 時間未満] 24 単位/回

[7 時間以上 8 時間未満] 28 単位/回

(PT・OT・STを適切に配置し、利用者様の状態に応じたリハビリテーションを計画的にできる体制と提供時間を確保しています。)

※サービス提供体制強化加算 (II) 18 単位/回

(介護福祉士50%確保し質の高いサービスの提供に努めています。)

※入浴介助加算 40 単位/回

(清潔の保持および心身機能の維持・向上を図るとともに、安全な入浴を支援します。)

※科学的介護推進体制加算 40 単位/月

(利用者様の自立支援および重度化防止を目的として、利用者様の心身の状況等に関する情報を収集し、厚生労働省が運用するLIFEへ提出しフィードバックを活用しケアプランやリハビリ計画の見直しに反映させていきます。)

※リハビリテーションマネジメント加算 (口) 6月 593単位/月

6月超 273単位/月

(医師の指示のもと、多職種が連携しリハビリテーション計画の作成・見直しを行います。また、定期的に評価を実施し、必要に応じて計画の修正を行います。)

※口腔機能向上加算 (II) イ 155 単位/回

(利用者様の口腔の状態を評価し、口腔機能の向上を目的とした計画を作成します。当該計画に基づき、口腔体操や口腔清掃に関する指導等を実施します。また評価結果等の情報を厚生労働省が運用するLIFEへ提出し計画の見直しを行います。)

※栄養アセスメント加算 50 単位/月

(管理栄養士等が中心となり、利用者様の身体状況、食事摂取状況等を踏まえた栄養状態の評価を行います。評価結果については、利用者様またはご家族へ説明するとともに、必要に応じて助言・指導を行います。)

※介護職員等処遇改善加算 (II 口) 所定単位の10.8%

(介護職員等の賃金改善および職場環境の向上を図る事を目的としています。)

※1 単位あたり10,14円の計算になります。(笠間市は7級地)

※短期集中リハビリテーション加算 110 単位/回

(退院日又は認定日から起算して3ヵ月以内に理学療法士、作業療法士または言語聴覚士が、利用者様の状態に応じて集中的にリハビリテーションを実施します。)

(2) その他の料金

昼食 (材料費) 650円

※原則として食堂でおとりいただきます。

【要支援】介護予防通所リハビリテーション

- ・ 要支援1 2, 268単位/月
- ・ 要支援2 4, 228単位/月

※予防通所リハサービス提供体制強化加算（Ⅱ）

（介護福祉士50%確保し質の高いサービスの提供に努めています。）

支援1 72単位/月

支援2 144単位/月

※科学的介護推進体制加算

40単位/月

（利用者様の自立支援および重度化防止を目的として、利用者様の心身の状況等に関する情報を収集し、厚生労働省が運用するLIFEへ提出しフィードバックを活用しケアプランやリハビリ計画の見直しに反映させていきます。）

※介護職員等処遇改善加算（Ⅱ Ⅰ）

所定単位の10.8%

（介護職員等の賃金改善および職場環境の向上を図る事を目的としています。）

※口腔機能向上加算（Ⅰ）

150単位/月

（口腔機能の評価を行い、口腔機能向上計画を作成し、口腔体操、嚥下機能訓練、口腔清掃に関する指導等を実施し定期的に評価・見直しをおこなっていきます。）

※栄養アセスメント加算

50単位/月

（管理栄養士等が中心となり、利用者様の身体状況、食事摂取状況等を踏まえた栄養状態の評価を行います。評価結果については、利用者様またはご家族へ説明するとともに、必要に応じて助言・指導を行います。）

※1単位あたり10,14円の計算になります。（笠間市は7級地）

(2) その他の料金

昼食（材料費）650円 ※原則として食堂でおとりいただきます。

(3) 支払い方法

・毎月10日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の25日までにお支払いください。お支払い方法は、現金での窓口払い又は口座振替（つくば銀行のみ）でお願い致します。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

介護老人保健施設通所リハビリテーション利用同意書

介護老人保健施設あだなびの施設通所リハビリテーションを利用するにあたり、介護老人保健施設通所リハビリテーション利用案内別紙1、別紙2を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

<利用者>

住 所

氏 名

印

<扶養者>

住 所

氏 名

印

介護老人保健施設

施設長 菅 谷 るみ子 殿

【本約款第5条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

・氏 名	(続 柄)
・住 所	
・電話番号	

【本約款第9条2項の緊急時の連絡先】

・氏 名	(続 柄)
・住 所	
・電話番号	